## 参考資料2

第4期中期目標期間における国立大学法人運営費 交付金の在り方に関する検討会(第4回) R3.1.26

# 国立大学の教育研究の評価について

文部科学省高等教育局 国立大学法人支援課



## 国立大学法人を評価する様々な取組み①

## **◆国立大学法人評価(法定)**

• 法人化により、国が設立し、公金が支出される法人として、中期目標の達成状況を評価する国立大学法人評価を導入。業務運営・財務内容の目標は毎年、教育研究の目標は4年目と6年目終了時に評価【2004】

## ◆認証評価 (法定)

全ての大学等が、文部科学大臣が認証した評価機関の評価を定期的に受けることを義務化(大学の教育研究等の総合的な状況の評価(機関別認証評価:7年以内)及び専門職大学院等の評価(分野別認証評価:5年以内))
【2004】

### ◆重点支援評価

 機能強化を実現するための「ビジョン」「戦略」「評価指標」を各大学が 主体的に作成し、その進捗状況等について外部有識者による評価を実施し、 運営費交付金予算の重点支援に反映【2016】

### ◆成果に係る客観・共通指標

• 成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、運営費交付 金予算の配分に反映【2019】

## 国立大学法人を評価する様々な取組み②

		認証評価	運営	費交付金
	国立大学法人評価 	(機関別)	重点支援評価	成果を中心とする 実績状況に基づく配分
目的	法人の継続的な質的向上を 促進し、評価を通じて社会 への説明責任を果たす	大学等の教育研究水準の向上	各法人の強み・特色 を発揮し、機能強化 の方向性に応じた取 組をきめ細かく支援	多額の国費を投入するに当たり、厳格な評価とそれに基づく資源配分を実施大学等の成果や実績を評価することを通じて一層の経営改革を推進
評価主体	国立大学法人評価委員会 ※教育研究面については、大学改革支援・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重	文部科学大臣が認証した評価機関	有識者会議	文部科学省
評価対象	国立大学法人等	大学、短大、高等専門学校	国立大学法人等	国立大学法人等
評価期間	年度評価:毎年度 中期目標期間評価:4年目 と6年目終了時	7年以内	1	毎年度
評価基準	法人が策定した中期目標・ 中期計画の進捗・達成状況 ※中期目標は法人の意見に配慮して文 部科学大臣が策定	認証評価機関が自ら定める大学評価基準	法人が設定した「ビジョン」「戦略」「評価指標」の進捗・達成状況	B 成果に係る客観・共通 指標に基づく実績
評価項目	教育・研究・業務運営・財 務等	教育・研究・財務等	教育・研究・業務運営 財務等	・教育・研究・経営改革
評価結果	次期の中期目標・中期計画 の内容や運営費交付金に反映 ※運営費交付金への反映は中期目標 期間評価結果のみ	資源配分や行政処分に直接反映することはない ※一部の補助事業においては、不適合の 判定を受けた大学等に対して、申請資格を与えていない。	運営費	交付金に反映

## 国立大学法人評価の仕組み

- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「法人」という。)については、文部科学省に設置される「国立大学法人評価委員会」(委員長:車谷暢昭 株式会社東芝取締役代表執行役社長CEO)が、毎事業年度及び中期目標期間(4年目終了時・6年)ごとに評価(年度評価、中期目標期間評価)を実施。
- 法人の継続的な質的向上に資するとともに、評価に関する一連の過程を通じて、社会への説明責任を果たすという目的の下に設けられた仕組み。
- 各法人の自己点検・評価に基づき、法人ごとに定められた中期目標の達成状況等について調査・ 分析を行い、法人の業務全体を総合的に評価。このため、法人間の相対比較を行うものではないこ とに留意。
- 中期目標期間評価のうち、教育研究の状況についての評価は、専門的な観点からきめ細かく評価 を行うという観点から、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する仕組みとなっているため、「国立大学法人評価委員会」が直接行うのは、業務運営等の評価。
- 評価結果に対する法人からの意見申立て制度を整備。



第3期中期目標期間全体の評価

中期目標の達成状況の評価 教育・研究の状況も含めた全般を評価

## 国立大学法人評価の予算への反映(現行)

第2期中期目標期間評価の結果については、運営費交付金(法人運営活性化支援分)として、 各年度30億円を配分。

#### 【ポイント】

- ✓ 各法人の中期目標・中期計画の達成度を評価するという国立大学法人評価制度の趣旨に鑑み、達成度評価の結果のみを運営費交付金に反映。
- ✓ 評価結果が良好な法人(33法人)に対しての増額のみの反映。(減額反映は行わない。)

	年度評価	中期目標期間評価
教育研究の質の向上	事業の進捗状況を確認、 評定は付さない	大学評価・学位授与機構(現 大学 改革支援・学位授与機構) による専 門的見地からの評価、5 段階の評定
業務運営の改善及び効率化	5 段階の評定	5 段階の評定
財務内容の改善		達成に向けた 5段階の評定
自己点検・評価及び情報提供	各年度の進捗 5 段階の評定 中期目標期間 	状況を踏まえ( ) 間評価を実施 / 5段階の評定
その他業務運営 (施設設備、法令遵守等)	5 段階の評定	5段階の評定

評価結果は、**毎年度の予算に** 反映しない。 評価結果は、次期の中期目標期間 における運営費交付金に反映。

## 国立大学法人評価の評価結果と資源配分について(経緯)

## 『新しい「国立大学法人」像について』(抄)

(平成14年3月26日 国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議)

- IV 目標·評価
- 2. 制度設計の方針(3)評価 (評価結果の活用)
- <u>評価結果は、次期以降の中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映</u>させる。その際、競争的環境の醸成及び各大学の個性ある発展を促進する観点から、<u>教育研究その他の業績に対する評価</u>の結果を適切に反映した算定が行われなければならない。

## 国立大学法人法 附带決議(抄)

## 【衆議院 平成15年5月16日】

五 国立大学の評価に当たっては、明確かつ透明性のある基準に従って行うとともに、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、中期目標等の業績評価と資源配分を結びつけることについては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って慎重な運用に努めること。さらに、評価に係る業務が国立大学の教職員の過度の負担とならないよう努めること。国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。

## 【参議院 平成15年7月8日】

八、国立大学法人法による<u>評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第三条の趣旨を</u> <u>踏まえ慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと</u>。

## 第3期の国立大学法人評価の仕組み(中期目標期間評価4年目終了時評価)

## 中期目標の達成状況の評価

## 学部・研究科等の現況分析

《中期目標・中期計画の構成》

## 教育 ①教育内容及び教育の成果等 ②教育の実施体制等 ③学生への支援 4入学者選抜 研究 教育研 ①研究水準及び研究の成果等 ②研究実施体制等 究 社会との連携や社会貢献及び地域を 志向した教育・研究 その他 ①グローバル化 2)附属病院 ③附属学校 ④平成24年度補正予算(第1号) 業務運営の改善及び効率化 業務運営·財務内容等 財務内容の改善 自己点検・評価及び情報提供 その他業務運営



大学改革支援・学位授与 機構が評価を実施

- ・各学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況 がどの程度の質にあるか
- ・第2期中期目標期間終了時点と評価時点での質の向上の状況も含めて判断



- ・国立大学法人評価委員会からの要請に応じて、大学 改革支援・学位授与機構が評価
- ・評価委員会は、機構の評価結果を尊重

#### 国立大学法人評価委員会が6段階で判定

「中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」 「中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある」 「中期目標の達成に向けて順調に進んでいる」 「中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる」 「中期目標の達成のためには遅れている」 「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」

## 国立大学法人評価の「現況分析」における学問分野別評価について

#### 第2期中期目標期間終了時評価(2016年実施)

○ 各大学の学部・研究科等の教育・研究の水準等を<u>10の学系部会から構成される現況分析部会</u>において評価。

<現況分析の学系(計10学系)>

人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合科学系、特定領域系、大学共同利用機関

- ※現況分析部会は、各分野の専門家252名で構成
- ※現況分析を行う上で、各学部・研究科等の研究業績の水準を判定する研究業績判定組織は、各分野の専門家580名で構成
- <u>評価がより客観的で公正なものとなるよう</u>、大学評価・学位 授与機構(現大学改革支援・学位授与機構)において、 第2期中期目標期間終了時評価開始前に、<u>各学系別の教育・研究水準の評価にかかる参考例を公表。</u>



評価者が評価する際や大学が現況調査表を作成する際の参考情報

#### 人文科学系の研究成果に係る参考例(研究業績等の状況)

人文科学系の研究業績の種類については、たとえば、論文、専門的な内容の著書、先行の研究業績の翻訳や評論、文学作品の翻訳、古典的な文献の翻刻・校閲・解説・編纂等、学術書籍や資料集等の編纂、事典・辞書等の編纂、美術館・博物館等の解説資料や展覧会等のプログラム・目録等の編纂や掲載される解説の執筆、各種の調査報告(発掘調査、考古資料の調査を含む)、文学や美術その他の芸術分野における創作活動、展覧会等の企画などの活動等の多様なものを含む。

#### 第3期中期目標期間4年目終了時評価(2020年実施予定)

○ 各大学の学部・研究科等の教育・研究の水準等を11の学系部会から構成される現況分析部会において評価。

<現況分析の学系(計11学系)>

人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系、大学共同利用機関



学系ごとに、教育活動・成果、研究活動・成果の状況についての必須記載項目を設定

学系ごとに、分野ごとの特性を踏まえ、「評価指標」として活用する指標を設定

## 「教育研究の状況の評価」に係る体制(第2期中期目標期間終了時評価)

○ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の「国立大学教育研究評価委員会」の下に、 具体的な評価を実施するため、「達成状況判定会議」、「現況分析部会」及び「研究業績水準判定組織」を編成

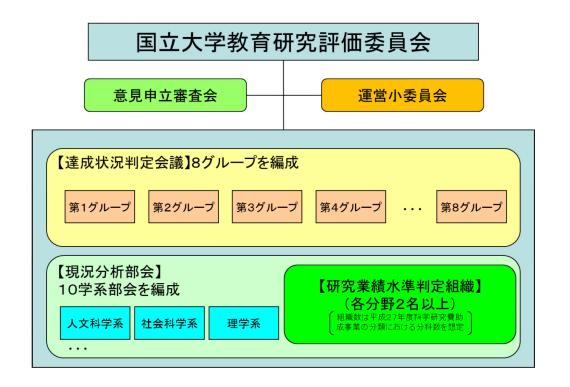
達成状況判定会議 : 各法人の規模・構成に応じた8グループを編成し、学長経験者や産業界有識者など178名で構成。

現況分析部会:分野別の10の学系部会を設置し、各分野の専門家252名で構成。

研究業績水準判定組織 :科学研究費助成事業の分類を基とした研究分野ごとに79の専門部会を設置し、各分野の専門家580名で構成。

○ 現況分析部会に係る経費は会議経費・評価実施支援経費・事務職員人件費等の管理的経費等約3億円。

※令和2年度に実施中の第3期中期目標期間4年目終了時評価の予算額をベースに、達成状況評価に係る経費を勘案するなどした試算額。



## (参考) 国立大学法人評価委員会について

#### 第2期中期目標期間終了時評価時点

市川太一広島修道大学長

〇 稲 永 忍 長崎県公立大学法人理事長

大 滝 義 博 株式会社バイオフロンティアパートナーズ代表取締役社長

奥 野 武 俊 公立大学法人大阪府立大学前理事長・学長

勝 悦 子 明治大学政治経済学部教授(前副学長)

北 野 宏 明 株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所代表取締役社長・所長

◎ 北 山 禎 介 株式会社三井住友銀行取締役

桐 野 高 明 東京大学名誉教授

熊 平 美 香 一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事

佐 野 慶 子 佐野公認会計士事務所公認会計士

鈴 木 雅 子 株式会社ベネフィット・ワン取締役副社長

田 籠 喜 三 株式会社TAGS代表取締役

橘・フクシマ・咲 江 G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長

津 坂 美 樹 ボストンコンサルティンググループシニア・パートナー&マネージング・ディレクター

早 川 信 夫 日本放送協会放送総局解説委員室解説委員

深 見 希代子 東京薬科大学生命科学部教授

藤沢久美 シンクタンク・ソフィアバンク代表

松 本 香 公認会計士松本香事務所長

水 野 弘 道 年金積立金管理運用独立行政法人理事兼CIO

村 田 治 関西学院大学長

- ※ ◎は委員長、〇は委員長代理
- ※ 所属は平成29年6月現在

#### 現在の委員

内 部 学 時事通信社解説委員、内外教育編集長

勝 悦 子 明治大学政治経済学部教授、IAU(国際大学協会)理事

熊 平 美 香 一般財団法人クマヒラセキュリティ財団代表理事

栗 原 美津枝 株式会社価値総合研究所 代表取締役会長

◎ 車 谷 暢 昭 株式会社東芝 取締役 代表執行役社長CEO

〇 小 林 良 彰 慶應義塾大学SDM研究所上席研究員・名誉教授、

ルーテル学院大学理事、福井県立大学経営顧問

近 藤 倫 明 北九州市立大学特任教授(名誉教授)

清 水 一 彦 山梨県立大学理事長・学長

橘・フクシマ・咲江 G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長

棚 橋 元 森・濱田松本法律事務所弁護士

長 澤 秀 行 公益財団法人とかち財団理事長

西 村 いくこ 甲南大学学長室特別客員教授、

日本学術振興会学術システム研究センター副所長

深 見 希代子 東京薬科大学生命科学部教授

水 野 弘 道 国連責任投資原則協会 (PRI Association) 理事

村 田 治 関西学院大学長

森 公 高 日本公認会計士協会相談役

森 山 幹 弘 南山大学国際教養学部教授、

大学院国際地域文化研究科研究科長

山 田 礼 子 同志社大学社会学研究科・学部教授

- ※ ◎は委員長、○は委員長代理
- ※ 令和2年10月現在

## (参考) 第2期中期目標期間終了時評価における現況分析部会 委員名簿①

#### 人文科学系

伊藤たかね東京大学教授

〇江 原 由美子 首都大学東京教授

大 渕 憲 ー 放送大学宮城学習センター所長

釜 谷 武 志 神戸大学教授

栗 原 浩 英 東京外国語大学教授

杉 本 優 群馬県立女子大学教授

高 木 彰 彦 九州大学教授

◎髙 橋 和 久 東京大学特任教授

〇竹 中 亨 大阪大学教授

谷 富 夫 甲南大学教授

〇戸田山 和 久 名古屋大学教授

和 田 壽 弘 名古屋大学教授

### 社会科学系

秋 田 次 郎 東北大学大学院経済学研究科長

可 部 誠 大分大学大学院福祉社会科学研究科長

石 山 幸 彦 横浜国立大学教授

岩 本 武 和 京都大学教授

植 野 妙実子 中央大学教授

川 波 洋 一 下関市立大学長

国 友 直 人 明治大学特任教授

〇久保庭 眞 彰 一橋大学名誉教授

桜 井 久 勝 関西学院大学教授

◎潮 見 佳 男 京都大学人文社会科学域長·法学研究科長 山

下 田 憲 雄 大分大学副学長・教授

白 石 克 孝 龍谷大学教授

関 口 正 司 九州大学教授

芹 澤 成 弘 大阪大学教授

田 中 一 郎 金沢大学名誉教授

玉 井 金 五 愛知学院大学教授

〇多和田 眞 愛知学院大学教授

土 井 政 和 九州大学教授

徳 賀 芳 弘 京都大学副学長

床谷文雄大阪大学教授

中 村 博 之 横浜国立大学教授

根 本 二 郎 名古屋大学教授

萩 原 泰 治 神戸大学教授

藤原秀夫同志社大学教授

間 宮 勇 明治大学副学長 · 学長室専門員長

山 倉 健 嗣 大妻女子大学教授

山 田 鋭 夫 名古屋大学名誉教授

長 山 部 俊 文 一橋大学教授

山 本 健 兒 九州大学教授

〇山 本 弘 神戸大学教授

吉 井 昌 彦 神戸大学教授

渡 辺 達 徳 東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

※ 所属は平成29年3月現在

## (参考) 第2期中期目標期間終了時評価における現況分析部会 委員名簿②

### 理学系

- ◎相 原 博 昭 東京大学大学執行役·副学長
- 〇阿波賀 邦 夫 名古屋大学教授
  - 石 坂 丞 二 名古屋大学 宇宙地球環境研究所副所長
- 〇今 市 涼 子 日本女子大学教授
  - 巌 佐 庸 九州大学教授
  - 桂 利 行 法政大学教授
  - 中 村 佳 正 京都大学教授
  - 長 谷 俊 治 大阪大学特任教授
  - 日 笠 健 一 東北大学教授
  - 平 井 啓 久 京都大学教授
  - 廣 井 美 邦 情報・システム研究機構 特任教授
  - 深 田 吉 孝 東京大学教授
  - 松 見 豊 名古屋大学教授
  - 山 本 正 幸 自然科学研究機構理事· 副機構長
- D吉 川 研 一 同志社大学教授

### 工学系

- 石 村 眞 一 郡山女子大学特任教授
- 磯 部 雅 彦 高知工科大学長
- 井 上 光 輝 豊橋技術科学大学理事・副学長
- 内 山 勝 東北大学名誉教授
- 尾家祐二九州工業大学長
- 大 谷 順 熊本大学教授
- 大 野 英 男 東北大学教授
- 〇影 山 和 郎 東京大学教授
- 片 山 聖 二 大阪大学名誉教授
- 〇河 村 篤 男 横浜国立大学教授
- ◎岸 本 喜久雄 東京工業大学環境・社会理工学院長
- 〇北 村 隆 行 京都大学工学研究科長·工学部長 ·副理事
  - 久保田 弘 敏 帝京大学客員教授
  - 越 光 男 大学改革支援·学位授与機構特任教授
  - 後 藤 春 彦 早稲田大学教授
- 椹 木 哲 夫 京都大学教授
- 白 鳥 則 郎 早稲田大学客員上級研究員
- 末 岡 淳 男 前九州職業能力開発大学校長

- 髙 橋 儀 平 東洋大学教授
- 宝 田 恭 之 群馬大学教授
- 瀧 寛 和 和歌山大学長
- 中 城 康 彦 明海大学教授
- 野 田 直 剛 静岡大学名誉教授
- 林 田 行 雄 前佐賀大学大学院工学系研究科長
- 早 瀬 敏 幸 東北大学教授
- 本 多 敏 慶應義塾大学教授
- 松本 真 一 秋田県立大学システム科学技術
  - 学部長

<sup>※ ◎</sup>は部会長、〇は副部会長

## (参考) 第2期中期目標期間終了時評価における現況分析部会 委員名簿③

### 農学系

酪農学園大学農食環境学群長 高知大学副理事 石 岐阜大学教授 直 勇 岡山大学教授 岩 元 鹿児島大学名誉教授 新潟大学教授 〇大 卓 琉球大学副学長 博 千葉大学教授 芝 東海大学名誉教授 ◎生源寺 眞 名古屋大学教授 弘前大学教授 Ш 名古屋大学教授 長崎大学副学長 英 新潟大学教授 〇西 東京大学教授 岡山大学教授 佐賀大学名誉教授 東京大学教授 古 東京大学名誉教授 北海道大学特任教授 己 宮崎大学学長特別補佐 村 京都大学教授 〇渡

### 保健系

井 山梨大学長 順天堂大学長 木 東京医科歯科大学教授 京都大学教授 〇高 孝 一ノ瀬 東北大学教授 東京大学教授 正 井 東京歯科大学教授 直 理 順天堂大学教授 上 国立看護大学校長 〇井 上 智 溒 育 滋賀医科大学教授 光 山形県立保健医療大学理事 塚 東京医科歯科大学大学院 戸 保健衛生学研究科長 辰 新潟大学医歯学系長 医学部長 濹 神奈川県立保健福祉大学教授 聖隷クリストファー大学 大 明海大学教授 リハビリテーション学部長 東北大学教授 大学改革支援 · 学位授与機構 特任教授 広島大学教授 太  $\blacksquare$ 名古屋大学教授 神戸大学副学長 克. 釧路労災病院長 野々村 쎉. 佛教大学教授  $\blacksquare$ 三重県健康管理事業センター理事長 富山大学教授 北海道大学病院長 ◎北 国際医療福祉大学教授 村 聖路加国際大学教授 成 地域医療機能推進機構 の木 健二郎 〇前 新潟大学歯学部長  $\blacksquare$ 健 康 東京高輪病院長 福岡大学教授 金沢大学名誉教授 真 日本大学特任教授 東京大学名誉教授 明 則 広島大学教授 洋一郎 徳島大学教授 正 小 夫 鶴見大学教授 東京医科歯科大学歯学部長 濹 Ш 名古屋大学教授 則 福山大学教授

<sup>※ ◎</sup>は部会長、○は副部会長

<sup>※</sup> 所属は平成29年3月現在

## (参考) 第2期中期目標期間終了時評価における現況分析部会 委員名簿④

## 総合科学系

יון אטאןי	171-1	) \I\												
青	木	健	_	金沢大学教授	加	納	重	義	金沢大学副学長	出	村		誠	北海道大学教授
赤	木	正	人	北陸先端科学技術大学院大学教授	鎌	倉	稔	成	中央大学教授	徳	永	勝	$\pm$	東京大学教授
縣		公-	・郎	早稲田大学教授	亀	山	充	隆	石巻専修大学教授	富	取	正	彦	北陸先端科学技術大学院大学教授
秋	本	克	洋	筑波大学特命教授	河	村	純	_	東北大学教授	永	澤		明	埼玉大学名誉教授
〇浅	見	泰	司	東京大学教授	木	部	暢	子	人間文化研究機構教授	中	島	英	治	九州大学教授
安	部	悦	生	明治大学教授	楠	岡	成	雄	東京大学名誉教授	中	野	義	昭	東京大学教授
有	馬		眞	横浜国立大学名誉教授	黒	田	達	朗	名古屋大学教授	中	道	正	之	大阪大学大学院人間科学研究科
飯	島	敏	夫	東北大学教授	河	野	憲	=	奈良先端科学技術大学院大学教授	ь.	++	<del></del>	<del>*</del>	附属未来共創センター長 #ぶ図ネナ党理恵、副党馬
〇家		正	則	国立天文台名誉教授	小	坂	満	隆	北陸先端科学技術大学院大学教授	中新	村 川	文達	彦	横浜国立大学理事・副学長 同志社大学教授
池	上	知	子	大阪市立大学教授	五	島	幸	_	愛知淑徳大学	原	科	连幸	郎	中心位入子教授 千葉商科大学長
⊚石	田	英	敬	東京大学教授	ds	é	_	<b>±</b>	グローバル・コミュニケーション学部長 東京工業大学教授	深		良	彦 +	
O出	江	紳	_	東北大学大学院医工学研究科長	小近	島	定	吉		***	尾		夫 ##	海洋研究開発機構特任上席研究員
〇伊	藤		眞	筑波大学副学長	-	藤	和	雄	東洋大学教授	深	見	公	雄	高知大学学長特別補佐
今	脇	資	郎	九州大学名誉教授	齋	藤		健	北海道大学教授	藤	井	滋	穂	京都大学教授
上	田	卓	也	東京大学教授	澤	登	早	苗	恵泉女学園大学教授	藤	)   BB	清	史	名古屋大学教授
上	田		渉	神奈川大学教授	城	石	俊	彦	情報・システム研究機構教授	前	門	_	晃	琉球大学教授
大	谷		毅	信州大学名誉教授	杉	田	孝	夫	お茶の水女子大学教授	丸	山	幸	夫	筑波大学教授
大	塚	成	男	千葉大学教授	髙	橋	孝	行 - ·	北海道大学名誉教授	村	上	富士		大阪大学名誉教授
大	塚		譲	戸板女子短期大学教授	高	畑	由起		関西学院大学教授	森		俊	夫 	岐阜女子大学家政学部長
大	西		昇	名古屋大学名誉教授	宅	田	裕	彦	京都大学教授	森	下一		信	横浜国立大学理事・副学長
<b>小</b>		和	美	国士舘大学教授	多治		左	近	大阪市立大学教授	山	П		靖	名古屋大学教授
小	谷	典	子	山口大学名誉教授	田	畑		泉 	立命館大学教授	〇横	矢	直	和	奈良先端科学技術大学院大学 理事・副学長
筧		捷	彦	情報オリンピック日本委員会理事長	田	林		明	筑波大学名誉教授	米	原		伸	京都大学教授

<sup>※ ◎</sup>は部会長、○は副部会長

<sup>※</sup> 所属は平成29年3月現在 13

## (参考) 第2期中期目標期間終了時評価における現況分析部会 委員名簿⑤

#### 教育系

東京学芸大学特任教授 高 橋 浅 帝京大学大学院教職研究科長

〇阿 北海道教育大学理事·副学長 山梨大学教授 寺 弘

日本女子大学教授 中央大学教授 康 美緒子 雄

早 椙山女学園大学教授 名古屋大学教授 Ш

追手門学院大学心理学部長 浦 原  $\blacksquare$ 仁 兵庫教育大学教授

国立教育政策研究所初等中等教育研究部長 松浦 良 慶應義塾大学文学部長

人 放送大学教授 九州大学教授 南 正

眀 〇小 北海道大学大学院教育学研究院長 ◎耳 塚 實 お茶の水女子大学教授 内

睝 岡山大学教授 八尾坂 九州大学名誉教授

愛知県立大学名誉教授 桜美林大学教授 本

静岡大学教授 九州大学主幹教授

> 米 お茶の水女子大学教授

> > 渡 部 昭 男 神戸大学教授

夫 東京大学教授

辰 至 上越教育大学教授

早稲田大学教授

正 広島大学教授

〇清 彦 山梨県立大学理事長・学長

西南女学院大学教授

晶 子 京都大学教授 木

#### 特定領域系

〇四反田 秋田大学理事・副学長

⊚≡ 浦 東京大学教授

邊健二東京藝術大学教授

#### 大学共同利用機関

自然科学研究機構理事: 生理学研究所長

夫 京都大学リサーチリーダー

義 和 東京大学教授 (())

◎は部会長、○は副部会長

所属は平成29年3月現在 14

## 現況分析における学系別評価基準等について(第2期中期目標期間終了時評価)

- 現況分析は、学部・研究科等の<u>組織を対象とした評価であり、教員個人の業績を評価するものではない</u>
- 10の学系ごとに学部・研究科等の教育・研究の状況を分析し、「学部・研究科等が想定している関係者の期待に応えているか」という視点から評価を実施
- 学部・研究科等の目的に即した特徴的な取組や優れた取組、ならびにそれらの成果をもとに水準を評価
- 評価基準は、学系横断的な評価項目として教育2項目4観点、研究2項目3観点が定められ、学系別の観点ごとに「記述内容例」が示されている
- 評価に当たっては、大学が提出する「現況調査表」及び「研究業績説明書」に基づき実施
- 「研究業績説明書」には、<u>組織を代表する優れた研究業績(各組織専任教員数の20%程度を目安)を選定</u>して記載

#### 教育水準

#### 項目① 教育活動の状況

観点①-1 教育実施体制

- ・教員組織編成や教育体制の工夫とその効果
- ・多様な教員の確保の状況とその効果等

#### 観点①-2 教育内容・方法

- ・体系的な教育課程の編成状況
- ・社会のニーズに対応した教育課程の編成上の工夫 等

#### 項目② 教育成果の状況

観点②-1 学業の成果

- ・履修・修了状況から判断される学習成果の状況
- ・資格取得状況、学外の語学等の試験の結果、学生が受けた様々な賞の状況から判断される学習成果の状況 等

#### 観点②-2 進路・就職の状況

・進路、就職状況、その他の状況から判断される在学中の 学業の成果の状況 等

#### 研究水準

#### 項目① 研究活動の状況

観点①-1 研究活動の状況

- ・論文・著書等の研究業績や学会での研究発表の状況
- ・研究成果による知的財産権の出願・取得状況 等

#### 観点①-2 共同利用・共同研究の実施状況

- ・共同利用・共同研究の実施状況
- ・共同利用・共同研究に関する環境・資源・設備等の提供 及び利用状況 等

#### 項目② 研究成果の状況

観点②-1 研究成果の状況

- ・学部・研究科等の組織単位で判断した研究成果の質の状況
- ・学部・研究科等の研究成果の学術面及び社会、経済、文化面での特徴 等

## 国立大学法人等の第2期中期目標期間に係る教育研究の状況の評価結果

#### 国立大学法人等の第2期中期目標期間に係る教育研究の状況の評価結果概要

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した国立大学法人等の第2期中期目標期間に係る教育研究の状況の評価結果(中期目標の達成状況評価及び学部・研究科等の現況分析)は、以下のとおりである。

#### 1. 中期目標・中期計画の達成状況

#### (1)国立大学法人(86法人)の評価結果

(1) [ 2,7,7,7			Im (Invite						
大項目	非常に 優れて いる	良好	おおむね 良好	不十分	中項目	非常に 優れて いる	良好	おおむね 良好	不十分
教 育	0	11	74	1	①教育内容及び教育	1	13	78	0
	(0.0%)	(12.8%)	(86.0%)	(1.2%)	の成果等に関する目標	(1.1%)	(14.1%)	(84.8%)	(0.0%)
l .					②教育の実施体制等に	0	11	73	1
l .					関する目標	(0.0%)	(12.9%)	(85,9%)	(1,2%)
l .					③学生への支援に関する	1	15	70	0
l .					目標	(1.2%)	(17.4%)	(81.4%)	(0.0%)
					<ul><li>4)その他</li></ul>	0	4	5	0
					4°C 071E	(0.0%)	(44.4%)	(55,6%)	(0.0%)
研究	5	13	67	1	①研究水準及び研究の	8	30	46	0
	(5.8%)	(15,1%)	(77,9%)	(1,2%)	成果等に関する目標	(9,5%)	(35,7%)	(54,8%)	(0,0%)
					②研究実施体制等に	2	15	69	1
					関する目標	(2.3%)	(17.2%)	(79.3%)	(1.1%)
					③その他	0	2	2	0
					0 4 11 12	(0.0%)	(50.0%)	(50.0%)	(0.0%)
その他	1	21	64	0	①社会との連携や社会	5	18	72	0
(社会連携・	(1.2%)	(24.4%)	(74,4%)	(0,0%)	貢献に関する目標	(5,3%)	(18,9%)	(75,8%)	(0,0%)
国際化)	l				②国際化に関する目標	1	25	58	0
	l				を 国际 ここと 対 プロ 徐	(1.2%)	(29.8%)	(69.0%)	(0.0%)
	l				③その他	2	18	14	0
					9	(5.9%)	(52.9%)	(41.2%)	(0.0%)

#### (2)大学共同利用機関法人(4法人)の評価結果

大項目	非常に 優れて いる	良好	おおむね 良好	不十分	中項目	非常に 優れて いる	良好	おおむね 良好	不十分
研究	0	1	3	0	①研究水準及び研究の	0	4	1	0
l .	(0.0%)	(25.0%)	(75.0%)	(0.0%)	成果等に関する目標	(20.0%)	(60.0%)	(20.0%)	(0.0%)
					②研究実施体制等の整備	0	0	3	0
					に関する目標	(0.0%)	(0.0%)	(100,0%)	(0.0%)
					③その他	0	0	2	0
					3 ての他	(0.0%)	(0,0%)	(100,0%)	(0.0%)
共同利用	0	1	2	0	①共同利用、共同研究の	1	0	2	0
l .	(0.0%)	(33.3%)	(66.7%)	(0.0%)	内容・水準に関する目標	(33.3%)	(0.0%)	(66.7%)	(0.0%)
l .					<ul><li>②共同利用、共同研究の</li></ul>	0	0	2	0
					実施体制等に関する目標	(0.0%)	(0.0%)	(100,0%)	(0.0%)
教育	0	0	4	0	①大学院への教育協力に	0	0	4	0
l .	(0,0%)	(0,0%)	(100,0%)	(0,0%)	関する目標	(0,0%)	(0,0%)	(100,0%)	(0,0%)
l .					②人材養成に関する目標	0	1	3	0
					②人竹食以に関する日標	(0.0%)	(25.0%)	(75.0%)	(0.0%)
その他	0	0	3	0	①社会との連携や社会	0	0	3	0
(社会連携•	(0.0%)	(0,0%)	(100,0%)	(0,0%)	貢献に関する目標	(0.0%)	(0.0%)	(100,0%)	(0.0%)
国際化)	l				②国際化に関する目標	0	0	3	0
l .					と 国际化に 関する日保	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	(0.0%)

※人間文化研究機構の中期目標・中期計画については、大項目「研究」「教育」の2項目で構成

#### 2. 学部 - 研究科等の現況分析

#### (1)教育の評価結果(831組織)

	教育活動の状況						教育成果の状況							
	教育実施体制		教育実施体制		剥育内容·方法		項目判定		学業の成果		進路・就職の状況		項目判定	
期待される水準を大きく上回る					2	0,2%					0	0,0%		
期待される水準を上回る	98	11.8%	172	20.7%	224	27.0%	63	7.6%	33	4.0%	87	10.5%		
期待される水準にある	732	88.1%	656	78.9%	602	72.4%	760	91.5%	786	94.6%	734	88.3%		
期待される水準を下回る	1	0,1%	3	0,4%	3	0.4%	8	1.0%	5	0,6%	10	1,2%		

	質の「	1上度
大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している	33	4.0%
改善、向上している	239	28.8%
質を維持している	548	65.9%
質を維持しているとはいえない	11	1,3%

#### (2)研究の評価結果(598組織)

	研究活動の状況							研究成员	果の状況	
	研究活動	動の状況	共同利用	•共同研究	項目	判定	研究成绩	果の状況	項目	判定
期待される水準を大きく上回る					10	1.7%			25	4.2%
期待される水準を上回る	229	38,3%	59	54,6%	234	39,1%	272	45,5%	247	41,3%
期待される水準にある	369	61.7%	49	45.4%	354	59.2%	325	54.3%	325	54.3%
期待される水準を下回る	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	1	0.2%

//	質の向上度				
大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している	155	25,9%			
改善、向上している	138	23.1%			
質を維持している	304	50,8%			
質を維持しているとはいえない	1	0.2%			

## 現状の「教育研究の状況の評価」に関する分析(案)

資金配分に活用するのであれば、以下の項目を検討する必要があると考えられる

## (教育の評価)

- 評価のプロセスや判定の基準の明確化、精緻化、評価体制の整備
- 教育成果を測定・評価するための方法論の開発(アンケート結果以外の成果の把握)
- 各分野の大学教員だけでなく、卒業生を雇用する産業界や専門職業団体並びに学生自身等の評価への参加 等

## (研究の評価)

- 評価のプロセスや判定の基準の明確化、精緻化、評価体制の整備(提出された業績やピアレビューの判定結果)
- 学術的研究成果だけではなく、研究による社会・経済・文化面への効果(インパクト)の 評価手法の開発
- 各分野の大学教員だけでなく、研究成果を活用する産業界等の評価への参加

筡

## (参考) 大学改革支援・学位授与機構の目的・役割

#### 国立大学法人法(抄)(平成十五年法律第百十二号)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

- 第三十一条の二 国立大学法人等は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評 価委員会の評価を受けなければならない。
- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2~3 (略)
- 第三十一条の三 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価にあっては、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならず、同項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価にあっては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行わなければならない。
- 2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学 法人が設置する国立大学に係る学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を行うよう要請するものとする。

3~5 (略)

#### 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(抄)(平成十五年法律第百十四号)

(機構の目的)

第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)は、大学等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、…(中略) …もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

(業務の範囲)

- 第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- ー 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並 びに公表すること。
- 二~八 (略)
- 2 機構は、国立大学法人法第三十一条の三第一項の規定による国立大学法人評価委員会から前項第一号の評価の実施の要請があった場合には、遅滞なく、その評価 行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表するものとする。

## (参考) 大学改革支援・学位授与機構の目的・役割

#### 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標(抄)(第4期)

- Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 1 大学等の評価

<u>我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行う</u>とともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、<u>様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・</u>効率的な評価システムを開発・実施する。

#### (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。また、現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施し、評価の選択肢の拡充等に資する。これらにより、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、先進的な評価手法を開発するとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

#### (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、<u>国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における業務の実績の</u> うち、教育研究の状況についての評価を実施する。

評価に当たっては、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・ データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努める。

## (参考) 大学改革支援・学位授与機構の目的・役割

#### 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画(抄)(第4期)

- I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 1 大学等の評価
- (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価
  - ① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価 を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。さらに、選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発し、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営 費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に 従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ、より実質的な評価を行 うための方法を検討するなど、評価システムの改善につなげる。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況について、平成32年度に4年目終了時評価を、平成34年度 に中期目標期間終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、評価担当者の研修を実施する。評価の実施に当たっては、大学ポートレートや 認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の作業負担の軽減に努める。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこにより検証し、第4期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。